

事業者の皆様へ

### 関係会社の同一入札への参加制限について

練馬区および都内区市町村で運営する東京電子自治体共同運営サービスでは、資本関係または人的関係のある会社の情報を、あらかじめ登録いただいております。

このような関係会社同士が同一の入札に参加することは、公正・公平な入札が阻害される恐れがあるため、以下のとおり関係会社の同一入札への参加を制限することといたしますので、お知らせします。

#### 1 関係会社の登録

2に記載する関係会社に該当する場合は、必ず、東京電子自治体共同運営サービス上で、関係会社の情報を登録してください。(随時、登録・変更することができます。)

登録方法につきましては、コールセンターにお問合せください。

東京電子自治体共同運営 専用コールセンター  
TEL 0570-05-1090 (または03-5319-2825)  
(受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15)

#### 2 制限の内容

つぎの「(1) 関係会社の定義」に該当する複数の者が同一入札に参加することを制限します。制限に該当する者の入札があった場合は、「(2) 制限に該当する者が入札した場合の取扱い」による対応を行います。

##### (1) 関係会社の定義

「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定める関係会社。【別添「申請の手引き」(抜粋)をご参照ください。】

##### (2) 制限に該当する者が入札した場合の取扱い

制限に該当する者全ての入札を無効とします。ただし、入札書の提出期限までに、定義に該当する者のうち、1者を除く全ての者が辞退届を提出した場合は、残る1者の入札は有効とします。

##### (3) 特定建設工事共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体の場合も、制限に該当する者は同一入札に参加できません。(同一企業体、別企業体のいずれの場合も制限対象となります。)

##### (4) 入札参加予定者間の連絡

制限に該当する入札参加予定者が、制限に対応する目的で入札を辞退する者を決める場合に限り、当事者間で連絡できるものとします。

#### 3 適用期日

平成 23 年 4 月 1 日以降に公表、公告または任意指名する案件から制限を適用します。

#### 4 その他

(1) 制限に関して疑義が生じた場合には、適切な資料を関係会社より提出を受けることなどにより、事実確認を行う場合があります。

(2) 関係会社の情報の登録を行わない場合または虚偽の登録内容の場合は、指名停止を行う場合があります。

東京電子自治体共同運営 電子調達サービス  
競争入札参加資格申請の手引き (抜粋)

12 その他情報の登録

申請データとは別に、次の手順に従って下記の情報を登録してください。登録した内容は各自自治体で指名選定の際に参考情報として利用しますので、該当する項目がある場合は必ず登録してください。

(3) 関係会社

下記の【関係会社の定義】のいずれかに該当する関係会社が共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有している場合は、関係会社の情報を登録してください。

【関係会社の定義】

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とします。

- ア. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- イ. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- ウ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- エ. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- オ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- カ. その他ア～オと同視しうる関係がある場合

【！注意！】

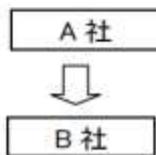
- (1) ア、イ、ウについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
- (2) エについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

【親会社、子会社の定義】

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

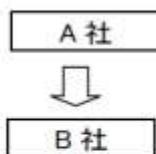
- 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。  
第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。



B社の議決権の過半数

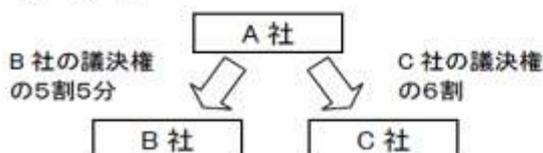
A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」



B社の取締役会等の構成員における自己役員数の割合が過半数

A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」

ケース I



B社の議決権の5割5分

C社の議決権の6割

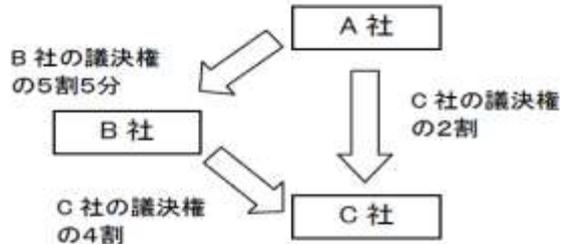
A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」  
B社とC社は「子会社同士」

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A 社	B 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 55 を入力 C 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 60 を入力
B 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 55 を入力 C 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要
C 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 60 を入力 B 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要

※ 申請プログラムへの入力の議決権とは、自己の計算において所有する議決権です。（以降同じ）

### ケース II

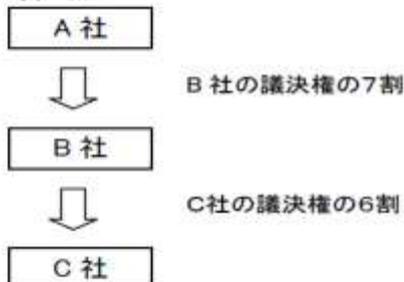


B 社は、A 会社の「子会社」であり、親会社である A 社及び子会社である B 社が、C 社の議決権の過半数を有する。

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A 社	B 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 55 を入力 C 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 20 を入力
B 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 55 を入力 C 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要
C 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 20 を入力 B 社の受付番号を入力し、ウを選択。比率欄には、入力不要

### ケース III



B 社は、A 会社の「子会社」であり、子会社である B 社が C 社の議決権の過半数を有する。

共同運営電子調達サービスへの入力は・・・

A 社	B 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 70 を入力 C 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、入力不要
B 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 70 を入力 C 社の受付番号を入力し、イを選択。比率欄には、議決権の割合 60 を入力
C 社	A 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、入力不要 B 社の受付番号を入力し、アを選択。比率欄には、議決権の割合 60 を入力

### 【役員 の 定義】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された 監財人
- ④ 委員会等設置会社における 執行役 又は 代表執行役

- ※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、登録の対象となります。
- ※ 「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。
- ※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。